

枚方市住み良い環境に関する条例（抜粋）

昭和49年1月4日

条例第1号

（施設等の適正管理）

第8条 枚方市において、土地・建物その他の物件を所有し、又は占有する者は、当該物件を適正に管理し、相互に協力して地域の良好な生活環境の維持向上に努めなければならない。

（空き地、野つぼ等の管理）

第16条 空き地又は休耕地(以下「空き地等」という。)及び野つぼ、野井戸、池、沼等(以下「野つぼ等」という。)の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、これらの場所の管理が適正でないため事故が発生することのないよう、常時適正な管理に努めなければならない。

（空き地等の管理）

第17条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域で人が居住し、又は通常往来する地域及びその周辺の空き地等の所有者等は、雑草の繁茂による火災、犯罪及びごみの不法投棄の誘発、蚊、はえ、ねずみ等の発生並びに交通上の支障等を防止する等必要な措置を講ずるとともに、有害な雑草を除去し、処分しなければならない。

2 土地の所有者等は、その土地を物置場として利用している場合は、置かれている資材、薬品、廃棄物等により事故が発生しないよう適切な管理をしなければならない。

（建築物及び工作物等の保全）

第20条 建築物及び工作物の所有者等は、建築物及び工作物の整備及び管理に努め、その不備により他人に危害を及ぼし、又は臭気の発散、病虫害及び煤煙の発生、火災のおそれ等近隣に迷惑をかけることのないようにしなければならない。

2 一定期間継続して人が使用していない建築物及び工作物については、その所有者又は管理者を明らかにする表示をしなければならない。

（勧告、命令及び行政代執行）

第22条 市長は、空き地等又は野つぼ等の管理について、第17条又は第18条第1項の規定に違反し、かつ、危害の生じるおそれがあると認められるときは、当該場所又は施設の所有者等に対し、危害の除去又は危害が発生しないよう予防措置を採ることを勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら当該場所若しくは施設について必要な措置を採り、又は第三者にこれを行わせ、その費用を命令を受けた者から徴収することができる。

（土地等への立入り及び調査等）

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして調査等のため現場に立ち入らせ、関係者に対し説明若しくは報告を求め、又は関係者に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。